

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構特定有期雇用非常勤職員就業規則

平成 25 年 9 月 27 日  
規則第 2 号  
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 任免（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 給与（第 7 条－第 9 条）
- 第 4 章 勤務時間、休暇等（第 10 条－第 14 条）
- 第 5 章 期間の定めのない雇用への転換（第 15 条－第 17 条）

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成 16 年規則第 38 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、雇用の期間を定め、時間給により雇用する者のうち、特定の業務等に従事する者（以下「特定有期雇用非常勤職員」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （適用範囲）

第 2 条 この規則は、次の各号に掲げる特定有期雇用非常勤職員に適用する。

- 一 特任教員（特任教授、特任准教授及び特任助教をいう。）
- 二 特任研究員
- 三 特任スタッフ

### （他の規則の準用）

第 3 条 特定有期雇用非常勤職員の就業に関する事項については、第 2 章以下の規定及び別に定めるところによるほかは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構非常勤職員就業規則（平成 16 年規則第 40 号。以下「非常勤職員就業規則」という。ただし、第 10 条、第 12 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 67 条を除く。）の規定を準用する。

## 第 2 章 任免

### （採用）

第4条 特定有期雇用非常勤職員の採用は、選考により行うものとする。

2 選考方法については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第3条の規定を準用する。ただし、第2条第2号及び第3号に規定する特任研究員及び特任スタッフについては別に定める。

（契約期間及び契約の更新）

第5条 機構長は、特定有期雇用非常勤職員の労働契約の期間（以下「契約期間」という。）について、1事業年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の範囲内において個人別に定めるものとする。

2 特任教員及び特任研究員は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、契約期間を定める。

3 機構長は、必要に応じ、5年を限度とする複数年の契約期間とすることができます。ただし、機構長が特に必要と認めた場合を除き、年齢が70歳（第2条第3号に規定する特任スタッフは65歳）に達する日以後の最初の3月31日を超える契約期間とすることはできない。

4 契約期間満了後は、引き続いて採用しないものとする。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、機構の業務上、機構長が必要と認める場合には、予算の状況及び当該特定有期雇用非常勤職員の勤務実績の評価に基づき、当初の採用日から5年を超えない範囲内で契約を更新することがある。

一 前回の契約更新時に、次の更新をしないことについて合意していた場合

二 担当業務に関する事業を廃止又は縮小した場合

三 機構の経営状況が悪化した場合

四 勤務実績が不良の場合

五 契約期間中において懲戒処分を受けている場合又は懲戒処分に相当する行為があった場合

六 本人が契約更新を希望していない場合

七 直近の健康診断の結果、業務の遂行に支障がある場合

八 その他前各号に準ずる相当の理由がある場合

6 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇い入れ日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

（退職）

第6条 特定有期雇用非常勤職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、特定有期雇用非常勤職員としての身分を失う。

一 契約期間を満了した場合

二 退職を申し出て、機構長から承認された場合

### 三 死亡した場合

#### 第3章 紙与

##### (紙与)

第7条 特定有期雇用非常勤職員の紙与は、時間給及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、次の各号に定めるものとする。

- 一 通勤手当
- 二 超過勤務手当
- 三 休日給

3 時間給及び諸手当は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構非常勤職員給与規則（平成16年規則第43号。以下「非常勤職員給与規則」という。）第4条及び第11条から第14条までの規定を準用し、支払う。

##### (時間給)

第8条 時間給は、別表第1の特定有期雇用非常勤職員基本時間給表に定める号給により決定する。

2 採用時に適用される時間給の号給は、別表第2の上限号給及び下限号給表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める上限号給から下限号給の範囲内で決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、機構長は、別表第1に定める号給の最高の号給を超える額を支給すること又は別表第2に定める上限号給から下限号給の範囲によらず号給を決定することができる。

4 号給は、当該特定有期雇用非常勤職員の勤務実績の評価に基づき改定することができる。

##### (諸手当)

第9条 第7条第2項に定める諸手当については、非常勤職員給与規則第6条及び第8条並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）第29条の規定を準用し、支給する。

#### 第4章 勤務時間、休暇等

##### (所定勤務時間)

第10条 特定有期雇用非常勤職員の所定勤務時間は、1週間につき30時間以内の範囲内において機構長が定める。

##### (始業及び終業の時刻)

第11条 特定有期雇用非常勤職員の始業、終業の時刻は、個別に定める。

2 機構長は、業務上の必要がある場合又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構非常勤職員の育児休業等に関する規則（平成17年規則第90号。以下「非常勤職員育児休業等規則」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の申し出をした職員について、前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間を超えない範囲で、始業及び終業の時刻の割振りを変更することができる。

（休憩時間）

第12条 特定有期雇用非常勤職員の休憩時間は、個別に定める。

2 特定有期雇用非常勤職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

（育児休業等）

第13条 特定有期雇用非常勤職員の育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間の適用については、非常勤職員就業規則第49条の規定を準用する。

（介護休業及び介護時間）

第14条 特定有期雇用非常勤職員の介護休業及び介護時間の適用については、非常勤職員就業規則第50条の規定を準用する。

## 第5章 期間の定めのない雇用への転換

（期間の定めのない雇用への転換）

第15条 この規則により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に契約している契約期間の満了する日の30日前までに期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第5条、第6条第1号の規定は適用しない。

3 特任教員及び特任研究員に対する第1項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「10年」とする。

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日）

第16条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は70歳（第2条第3号に規定する特任スタッフは60歳）とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 第1項の定年年齢に達した日以後に期間の定めのない雇用となった者の退職の日は、当該期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

## 附 則（平成25年9月27日）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月17日）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）に雇用更新される特定有期雇用非常勤職員で施行日の前日に独立行政法人大学評価・学位授与機構特定有期雇用非常勤職員就業規則（平成25年規則第2号）に定める特定有期雇用非常勤職員（以下「旧機構特定有期雇用非常勤職員」という。）であった者の第5条第5項の適用は、施行日の前日まで旧機構特定有期雇用非常勤職員として雇用された期間を通算するものとする。
- 3 旧機構特定有期雇用非常勤職員の施行日における年次休暇の日数は、施行日前の年次休暇の残日数とする。

附 則（平成28年12月26日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

特定有期雇用非常勤職員基本時間給表

| 号給 | 時間給    |
|----|--------|
| 16 | 6,000円 |
| 15 | 5,700円 |
| 14 | 5,400円 |
| 13 | 5,100円 |
| 12 | 4,800円 |
| 11 | 4,500円 |
| 10 | 4,200円 |
| 9  | 3,900円 |
| 8  | 3,600円 |
| 7  | 3,300円 |

|   |         |
|---|---------|
| 6 | 3,000 円 |
| 5 | 2,700 円 |
| 4 | 2,400 円 |
| 3 | 2,100 円 |
| 2 | 1,800 円 |
| 1 | 1,500 円 |

別表第2（第8条関係）

上限号給及び下限号給表

| 区分                 | 上限号給 | 下限号給 |
|--------------------|------|------|
| 特任教授               | 16   | 10   |
| 特任准教授              | 12   | 6    |
| 特任助教、特任研究員及び特任スタッフ | 7    | 1    |